

美馬市総合評価落札方式の実施方針

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に従い、公共工事の品質確保の促進を図るため、美馬市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における入札参加者の技術力等と入札価格とを総合的に評価する総合評価落札方式の実施について、必要な事項を定める。

1 対象工事

総合評価落札方式に付する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）は、税込設計金額が2千万円以上のものとする。ただし、美馬市建設工事指名審査委員会において、他の方式で発注することが適当であると認めた場合は、この限りでない。なお、総合評価落札方式に付する建設工事は、税込設計金額が1千万円以上2千万円未満のものについても試行的に実施する場合がある。

2 評価項目及び評価基準

総合評価落札方式において、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求めるものとして、建設業者の技術力等を評価する項目は、次のとおりとする。

○評価項目

- ①企業の施工能力【同種工事の施工実績、表彰等】
- ②配置予定技術者【保有資格、同種工事の施工実績等】
- ③地域貢献度【市内下請、市内での資材調達等】
- ④地域精通度【営業拠点の有無】

また、評価項目ごとに設定する評価の基準は、美馬市総合評価競争入札審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て、工種、設計金額等に応じて適宜設定するものとする。

なお、本実施方針に記載のない評価項目についても、試行的に設定し、実施できるものとする。

3 総合評価及び落札者決定の方法

総合評価の方法は、次の方法（除算方式）により入札参加者の技術力と入札価格とを点数化して算出される「評価値」をもって行う。

なお、落札者決定の方法は、入札に必要な参加資格要件を満たし、かつ、得られた「評価値」が最も高い者を落札者とする。また、加算点が0点未満になった者が行った入札は、失格とする。

○評価値の算出方法（除算方式）

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格

- ※ 基礎点は、入札参加資格要件を満たす者に100点を与える。
- ※ 加算点は、各評価基準により得られた得点の合計を配点の合計で除し、加算点の満点を乗じ、小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。
- ※ 評価値は、小数第3位（小数第4位四捨五入）止めとする。
- ※ 入札価格は、億円単位とし、小数第5位（小数第6位切り上げ）止めとする。

4 加算点の満点

加算点の満点は、原則として10点とする。ただし、発注する案件ごとに工種、設計金額等を総合的に検討し、審査会の審議を経て、変更することができるものとする。

5 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式による入札を実施しようとするときは、落札者決定基準について、あらかじめ、2名以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。また、当該意見聴取において、落札

者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、その際に改めて意見を聴かなければならない。

○意見聴取の方法

意見聴取は、個別工事ごとに入札を公告するまでに行う。ただし、評価基準等が同一の工事の場合には、代表工事の意見を聴くことにより、複数工事の意見を一括して聴くことができるものとする。

6 評価結果の履行確保

(1) 配置予定技術者の履行確保

配置予定技術者を工事途中で交代させたことにより、配置予定技術者に関する評価項目の得点合計が、入札時より低くなる場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績表定点から減点する。

○工事成績の減点方法

$$\text{工事成績減点値} = (A - B) / A \times 13 \text{点}$$

A：入札時の配置予定技術者に対する得点の合計

B：交代した技術者に対する得点の合計（落札決定時での評価）

(2) 地域貢献度（市内企業活用）の履行確保

合理的な理由がなく、入札参加申請時に確認資料として提出した市内企業の活用計画を履行しなかった場合には、市内企業活用の全評価項目について、入札時の得点から施工後の実績に相当する得点を差し引いた点数を工事成績評点から減点することに加え、次の方法により算出された金額を契約金額から減額する。

なお、合理的な理由とは、美馬市の都合による変更、現場条件（仕様書等と相違がある場合）、自然災害等による変更をいう。

○契約金額の減額方法

$$\text{契約金額の減額金額} = C - C \times (100 + E) / (100 + D)$$

C：当初の請負代金額

D：入札時の加算点

E：施工後の実績値により算出された加算点

(3) 提案内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱別表の1（虚偽記載）の入札参加確認資料に虚偽の記載をしたものとして、入札参加資格停止を行うものとする。

7 低入札工事に対する減点措置

(1) 減点措置の対象となる者

減点措置の対象となる者は、美馬市低入札価格調査制度を適用する総合評価落札方式による工事において、低入札価格調査基準価格を下回った額で契約（以下「低入札」という。）した者とする。ただし、特別な理由が認められる場合を除くものとし、特別な理由とは、新技術の導入による大幅なコスト低減等の場合とする。

(2) 減点措置の対象となる入札

減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類が当該入札と同じ工種に限るものとし、減点措置を行う場合には、入札公告等に明記する。

(3) 減点措置の対象となる期間

減点措置の対象となる期間は、契約締結日又は議決のあった日から当該工事における契約工期又は標準工期等とし、入札公告等に明記する。

また、減点措置の期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。

(4) 減点措置の方法

減点措置の方法は、入札公告に記載された開札日において、減点措置の対象となる者の加算点を算出するに際して、低入札1回ごとに得点を減点（原則2点）するものとし、減点は累積するものとする。

8 表彰に関する評価の取扱い

(1) 評価の対象となる者

評価の対象となる者は、入札公告日の直近過去3か年度において、美馬市で行われた優良工事表彰の被表彰者とする。

(2) 評価の対象となる入札

評価の対象となる入札は、優良工事表彰を受賞した工事と建設工事の種類が同じものに限るものとし、評価を行う場合には、入札公告等に明記する。ただし、特定建設工事共同企業体（以下「JV工事」という。）での共同施工方式により発注する工事においては、評価の対象としないものとする。

(3) 評価の方法

評価の方法は、対象となる者の加算点を算出するに際して、得点合計に2得点を加点するものとする。

※JV工事における被表彰者については、加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。ただし、按分により小数部分がある場合には、小数第1位を四捨五入するものとする。

9 情報公開の方法

入札及び契約の過程の透明性並びに競争の公平性を確保するため、入札参加者の評価に関する基準、落札者の決定方法等については、入札公告時の総合評価に関する事項等において明らかにする。

また、総合評価落札方式における落札結果、技術力評価の結果等については、落札者決定後速やかに美馬市ホームページ及び企画総務部総務課において公表する。

10 その他

この実施方針に定めるもののほか、総合評価落札方式による入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この実施方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この実施方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この実施方針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この実施方針は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年度における第8項の規定の適用については、同項中「入札公告日の直近過去3か年度」とあるのは、「令和7年度」とする。

3 令和9年度における第8項の規定の適用については、同項中「入札公告日の直近過去3か年度」とあるのは、「令和7年度及び令和8年度」とする。